

一般社団法人米沢工業会 会員規程

制定第一版 平成 24(2012) 年 10 月 6 日

改定 平成 30(2018) 年 10 月 13 日(第 2 条、第 3 条)

改定 平成 31(2019) 年 3 月 1 日(別紙 退会届)

第 1 条 (目的)

本規程は、一般社団法人米沢工業会(以下「本会」という)の定款(以下「定款」という)第 3 章に定めるもののほか、会員に関する細則について定める。

第 2 条 (種別)

本会の会員の種別は、定款第 6 条の規定によるものとする。

2、定款第 6 条第 1 項第 4 号に定める賛助会員のうち個人会員を個人賛助会員、法人会員を法人賛助会員とそれぞれ呼称する。

第 3 条 (入会手続)

本規程第 2 条に定める各会員の入会手続は、次のとおりとする。

- 1) 正会員は、大学及びその前身校の卒業生、大学院修了生及び大学院に在学した者、準会員からの移行には手続きを要しない。ただし、留学生を含む他大学出身の大学院生は入会手続きを要する。
- 2) 米沢キャンパス等の教職員(以下、教職員)で正会員を希望する者は、入会手続きを要する。
- 3) 準会員は、学部生、及び本学部に 1 年以上在学した者であり、入会申込書の提出を要しない。但し、留学生については、入会手続きを要する。
- 4) 特別会員を希望する者(旧教職員を含む)は、事務手続き並びに理事会の承認を要する。
- 5) 教職員で賛助会員を希望する者は、入会手続きを要する。
- 6) 個人賛助会員を希望する者は、正会員 2 名の推薦を受け、入会申込書を事務局へ提出しなければならない。但し、教職員は推薦を要しない。
- 7) 理事会及び総会の決議を経て名誉会員に承認された者は、本人の口頭又は書面による承諾をもって名誉会員になるものとする。

第 4 条 (権利義務)

会員の権利義務は、次項以下に定め、特別の場合を除き入会日をもって発生する。

2、会員の権利義務に関する事項は、次のとおりとする。

- 1) 会員には本会が刊行する会誌・会報等を配布する。ただし、会費滞納の間はこれを停止する。

- 2) 正会員は、代議員の選挙権及び代議員ならびに役員の被選挙権を有する。
- 3) 正会員、準会員、特別会員及び賛助会員は別に定める会費を納めなければならない。
- 4) 正会員は支部に所属しなければならない。
- 5) 住所、氏名、会誌・会報誌等の送付先に変更がある場合には、速やかに届け出なければならない。
- 6) 以上のほか定款及びその他の規程等に定める権利を行使することが出来ると同時にこれら規程類に定める義務を負う。

第5条（退会）

退会しようとする者は、退会届を本会の事務局へ提出しなければならない。

第6条（再入会）

会員の資格を喪失した者が再度入会しようとするときは、以下の手続きを踏まなければならない。

- 1) 正会員 再入会し、正会員になろうとするものは、正会員2名以上の推薦を受け、所要事項を記入した所定の入会申込書を本会の事務局へ提出しなければならない。この場合、退会以前の滞納会費がある場合には、これを完納すると共に入会金として1,000円を納入するものとする。
- 2) 上記以外の会員の場合は、第3条の規定の適用を受け新規入会手続を行わなければならない。

第7条（通知）

入退会した会員に対する入退会通知は、必要な場合には本人に対して行う。

第8条（補則）

本規程に定めがなく、実施上補足を要する事項については、その都度理事会の定めるところによる。

第9条（改廃）

本規程は、理事会の決議を経て総会の承認によって改廃することができる。

附 則

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日

